

第六十二条の二の十第一号中「第六十二条の二の十四第四号において」を「以下」に改め、同条第四号中「この号及び第六十二条の二の十四第七号において」を削り、同項に次の一号を加える。

七 附帯情報処理業務を行う場合にあっては、次に掲げる基準に適合する方法により附帯情報処理業務を行うこと。

イ 附帯情報処理業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、附帯情報処理業務を行うこと。

ロ 公正に、かつ、次に掲げる基準に適合する方法により附帯情報処理業務を行うこと。

(1) 附帯情報処理業務に必要な電子計算機及びプログラムを有すること。

(2) 附帯情報処理業務の用に供する電子計算機（以下「附帯情報処理設備」という。）を不正アクセス行為から防御するための措置を講ずること。

(3) 附帯情報処理設備を設置する施設への立入りを制限するための措置を講ずること。

(4) 従業者に対し、附帯情報処理業務の実施のために必要な教育及び訓練を施すこと。

(5) 第六十二条の二の五第三項の規定により提供又は通知を受けた事項を記録する磁気ディスクに記録した事項と同一の事項を記録する磁気ディスクを調製すること。

(6) 附帯情報処理設備の故障その他の事由により附帯情報処理設備の機能に支障が生じた場合に、速やかに当該支障を除去することができるための措置を講ずること。

(7) 附帯情報処理業務を委託する場合は、当該委託した業務が(2)から(6)までに掲げる基準に適合する方法により行われるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

ハ 次に掲げる基準を満たす者に委託する場合を除き、附帯情報処理業務の全部又は一部を他人に委託しないこと。

(1) 委託を受けた附帯情報処理業務に必要な電子計算機及びプログラムを有すること。

(2) 法第九十六条の三各号のいずれにも該当しないこと。

(3) 正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、委託を受けた附帯情報処理業務を行うこと。

(4) 公正に、かつ、ロ(2)から(6)までに掲げる基準に適合する方法により委託を受けた附帯情報処理業務を行うこと。

(5) 自ら委託を受けた附帯情報処理業務を行うこと。

第六十二条の二の十二に次の一項を加える。

2 第六十二条の二の六第三号ロに掲げる事項を変更しようとするときは、前項の届出書に第六十二条の二の五第二項第八号に掲げる書類を添付しなければならない。

第六十二条の二の十四に次の一号を加える。

十二 附帯情報処理業務を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ 附帯情報処理業務の実施方法に関する事項

ロ 附帯情報処理業務に関する料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項

ハ 附帯情報処理設備を不正アクセス行為から防御するための措置に関する事項

ニ 附帯情報処理設備を設置する施設への立入りを制限するための措置に関する事項

ホ 第六十二条の二の五第三項の規定により提供又は通知を受けた事項を記録する磁気ディスクに記録した事項と同一の事項を記録する磁気ディスクの調製に関する事項

ヘ 附帯情報処理設備の機能に支障が生じた場合の措置に関する事項

ト 附帯情報処理業務を委託する場合は、委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに当該者の監督に関する事項

チ 附帯情報処理業務に関する情報を漏えいし、滅失し、又はき損した従業者の処分に関する事項

リ その他附帯情報処理業務の実施に関し必要な事項

第六十二条の二の十七を次のように改める。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第六十二条の二の十七 法第九十六条の十第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、登録情報処理機関が定める電磁的方法（受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものに限る。）とする。

第六十二条の二の十八第一項に次の一号を加える。

五 附帯情報処理業務を行う場合にあっては、次に掲げる件数

イ 自動車損害賠償保障法第九十二条第二項に規定する事項について、第六十二条の二の五第三項第一号の規定により提供を受けた件数及び回答した件数

ロ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十四条第一項ただし書に規定する通知について、第六十二条の二の五第三項第二号の規定により通知を受けた件数及び回答した件数

ハ 第六十三条第二項に規定する事項について、第六十二条の二の五第三項第三号の規定により提供を受けた件数及び回答した件数

第六十三条中「自動車（法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）を「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の申請をした者は、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車を除く。）に係る前項の規定による排出ガス検査終了証の発行及び交付に代えて、あらかじめ、当該譲受人からの書面又は電磁的方法による承諾を得て、当該排出ガス検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

3 前項の規定による承諾を得た第一項の申請をした者は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、排出ガス検査終了証に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該譲受人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

4 前二項の規定により排出ガス検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、第一項の申請をした者は、当該排出ガス検査終了証を発行し、これを当該譲受人に交付したものとみなす。

第六十四条の次に次の一条を加える。

(法第三十三条第四項の国土交通省令で定める自動車)

第六十四条の二 法第三十三条第四項の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 登録を受けたことがある自動車

二 自動車を譲渡する者が当該自動車に関して既に交付を受けている譲渡証明書を有する場合における当該自動車

第六十九条の次に次の二条を加える。

(法第二百二条の国土交通省令で定める期間)

第六十九条の二 法第二百二条第三項の国土交通省令で定める期間は、同項の規定による申請等があつた日から十五日間とする。

(申請等の却下)

第六十九条の三 国土交通大臣は、法第二百二条第三項の規定により申請等を却下したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請等をした者に通知しなければならない。

別表第二新規検査及び予備検査の項第二号中「提出がある自動車の検査」を「提出（法第五十九条第四項において準用する法第七十四条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。以下この号において同じ。）がある自動車の検査」に改め、「当該完成検査終了証」の下に「法第七十五条第五項の規定により登録情報処理機関に提供される完成検査終了証に記載すべき事項を含む。」を加える。